平成２４年（フ）第４８７４号
東京都板橋区坂下２丁目15―23―102
債務者　加藤　泰司
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８７６号
東京都多摩市和田425―１―101
債務者　西村　和孝
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８７７号
東京都東久留米市上の原１丁目３―６―211
債務者　伊藤喜美子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８８２号
東京都江東区石島10―７―408
債務者　関根　赴大
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８８３号
東京都東久留米市下里４丁目１―34―404
債務者　柳　　正孝
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４８９０号
東京都大田区東馬込１丁目23―９―201
債務者　梶川　朋子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５号
岡山県赤磐市桜が丘西９丁目21番８号
債務者　古田　泰弘
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７２号
岡山市南区浜野３丁目13―51　サンライフ石井106号、住民票上の住所岡山県美作市奥484番地１
債務者　下山　忠宏
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９０５号
東京都品川区東五反田１―２―39―201、住民票上の住所神奈川県川崎市多摩区南生田７丁目７―１―133
債務者　花井　義徳
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６１１号
東京都墨田区墨田３丁目10―22―201　第２金田ビル
債務者　渡邉　親一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２７０号
東京都世田谷区下馬６丁目25―15―101
債務者　平野　美樹（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２８５号
東京都江東区塩浜２丁目５―15
債務者　青木　義信
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３２３号
東京都板橋区若木１丁目５―16―203
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４７０号
東京都世田谷区梅丘１丁目８―４―202
債務者　山本　理沙
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５１０号
東京都板橋区志村３丁目31―８―203
債務者　荒　　大助
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６７号
横浜市泉区中田東２丁目５番27号
債務者　南川麻衣子（旧姓高見）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部